

# ファシリティマネジメントの導入によるコスト縮減

## 青森県

人口：1,445,592 人  
面積：8,918.44 km<sup>2</sup>

### 平成 18 年度事例集、4 項 No.2 掲載事例

#### 取組の概要

県有施設の総合的・戦略的な経営管理について、施設維持管理費の適正化や施設の長寿命化、施設再生と用途転換に資する取組などファシリティマネジメントの導入に向けた取組を推進。

\*ファシリティマネジメント (Facility Management) とは

「企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」（社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会）のこと。

本県では、「県の施設・設備等をはじめとする財産を経営資産と捉え、経営的観点に基づき総合的・長期的観点からコストと便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に管理・活用していくこと」としている。

#### 取組の紹介

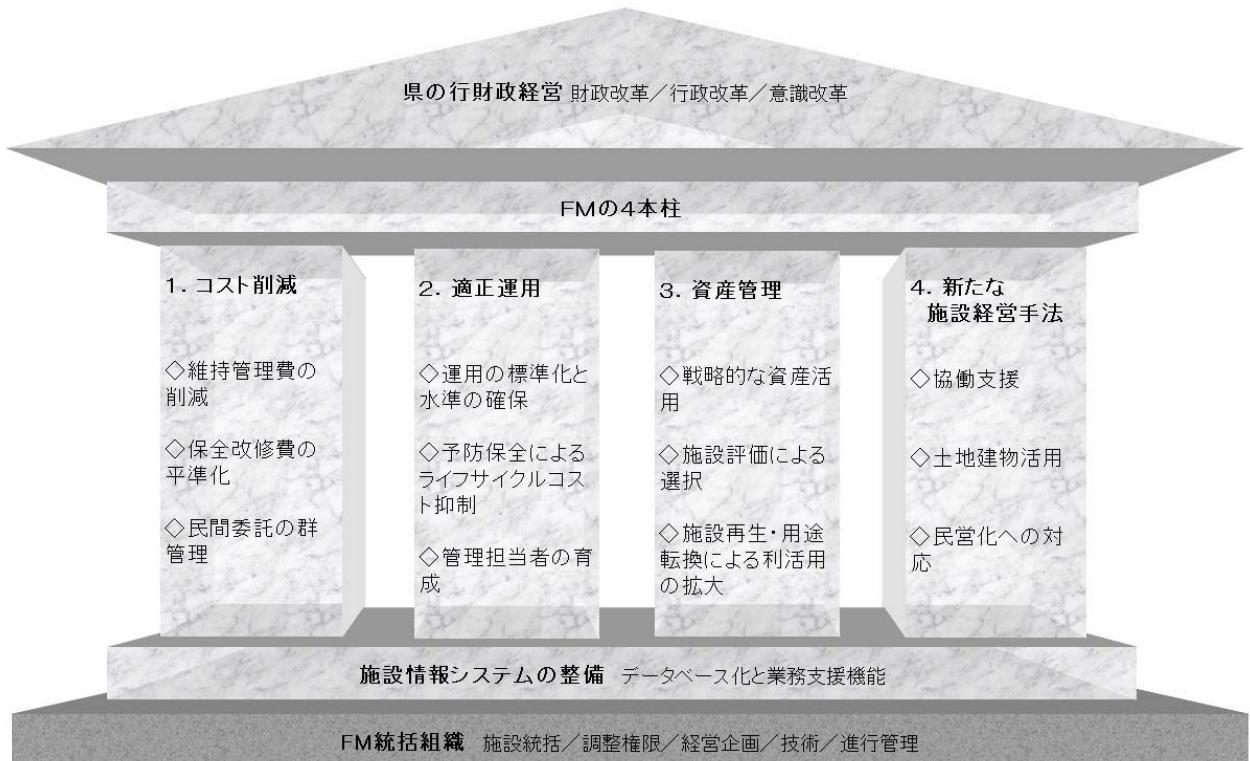
##### 1 その後の状況

平成 18 年度から次の 4 つを基本的な柱として「ファシリティマネジメント推進事業」に取り組んでいる。

- (1) 維持管理費等のコストの削減
- (2) 施設管理の標準化と水準の確保等による適正運用
- (3) 戰略的な資産活用による資産管理
- (4) 新たな施設経営手法

このため、今後の本県の施設利活用の総合調整等や施設再生・用途転換等による資産戦略を図るための「青森県県有施設利活用方針」を制定し、平成 19 年度には、ファシリティマネジメント推進の統括部門（総務部財産管理課）を新設し、当該方針に基づく取組を推進している。

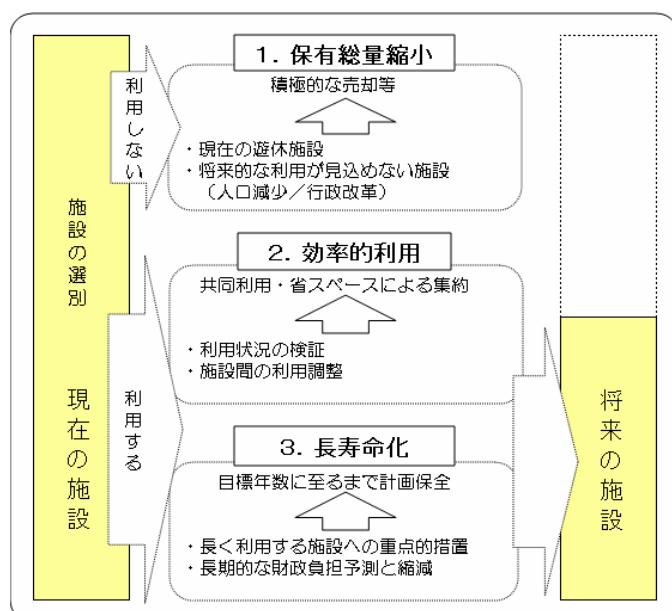
## [FM 推進事業体系]



## 2 前回からの取組効果

施設維持管理業務適正化及び施設情報システムの整備について、全県有施設に適用した。青森県県有施設利活用方針の制定、統括組織である財産管理課の設置等、制度面と体制面の推進を図った。

### [県有施設利活用方針の推進方向]



### **3 新たな課題・問題点**

青森県県有施設利活用方針では、保有総量の縮小をひとつの推進方向に掲げ取り組んでいるが、県内の不動産取引が停滞しており、売却等による利活用が進まない。

### **4 住民（職員）の反応・評価**

特段の変化はなく、青森県県有施設利活用方針の制定や県有不動産の新たな売却方策等について、地元報道機関などが記事として取り上げており、報道を通じて県民に周知されている。

### **5 今後取り組む自治体に向けた助言**

本県ファシリティマネジメントの取組について、都道府県や議会の調査が増加しており、関心の高まりを感じている。

高度成長期に建設した施設の老朽化対策などは全国共通の課題であるため、多くの自治体がファシリティマネジメントの取組に着手し、課題を共有し活発な情報交流を展開することができれば、解決方策もまた加速するものと思われる。

#### **(参考) 当該取組内容の関連ホームページ**

<http://www.pref.aomori.lg.jp/facility-m/>

**担当部署：行政経営推進室**